



プット可能な金融商品を扱う IAS 第 32 号の改訂

国際会計基準審議会 (IASB) は、長い待機期間を経て、2008 年 2 月 14 日に IAS 第 32 号「金融商品: 表示」および IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂を公表しました。PwC UK の ACS シニア・マネージャー、Fredre Ferreria がこの改訂およびその影響について検討します。

IAS 第 32 号「金融商品: 表示」および IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂は、これらの金融商品に係る従来の会計処理の目的適合性および理解可能性を向上させることを目的としたもので、IASB がかねてから掲げていた公約の成果です。この改訂は、2009 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度末から適用され、早期適用が認められています。ただし、欧州連合 (EU) の上場企業については、欧州委員会の承認を待つて当該改訂を適用する必要があります。

本改訂は、共同組合やパートナーシップの形態をとる事業体に最も大きな影響を与えることが予想されます。また、一部の投資信託も限定的に影響を受ける可能性があります。さらに、本改訂は一部の適格金融商品の分類を金融負債から持分金融商品に変更しています。これらの金融商品は、IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」における金融負債の測定の規定、あるいは IFRS 第 7 号「金融商品: 開示」における開示規定が適用されなくなります。ボードメンバーは、これらの金融商品は、多くの場合その企業に対する残余持分を表すため、(現金を支払う固有の債務が存在する場合でも) 持分 (equity) の定義は満たされることを強調していました。これを受け、IASB は IAS 第 32 号を改訂するに至りました。

本改訂は、プット可能な金融商品、すなわち、金融商品の保持者が企業に売り戻す権利を有する金融商品、あるいは、死亡や退職などの不確実な事象により償還する必要が生じる金融商品を扱っています。また当該改訂は、清算の発生が確実である場合 (すなわち、存続期限が有限の事業体について)、あるいは清算について金融商品の保持者が選択権を保有する場合において、発行企業が清算時に支払いを行う契約上の義務を生じさせる金融商品を扱っています。

発行企業の個別財務諸表において金融商品を持分に分類するためには、当該金融商品はいくつかの厳格な規準を満たさなければなりません。

- 最劣後とされた区分に属する金融商品がすべて同じ特徴を有すること。優先株はこの要件を満たさないため、引き続き負債に分類される。清算において、当該金融商品の保有者は、負債の返済後に企業の残余財産に対する比例的持分を有すること。
- 損益または純資産のいずれかに基づき、企業の成果が配分されること。
- 他の金融商品が同様な方法により企業の成果を配分することはない。また、プット可能な金融商品からの収益は他の金融商品によって固定化あるいは制限されてはいけない。
- プット可能な金融商品は、(プットの特徴とは別に) 現金または別の金融資産を引き渡す、潜在的に不利な条件で交換する、あるいは不定数の株式により決済するといった契約上の義務を生じさせない。

存続期限が有限の事業体により発行された金融商品についても同様の規準があります。

IASB は、これは極めて例外的な措置であり、類推適用すべきではないことを明確にしています。また、当該適格金融商品は IFRS 第 2 号「株式報酬」などの他の基準の下では持分金融商品とみなされないでしょう。子会社が発行した持分金融商品は、連結において

は最劣後の区分に属するとみなされないため、これらの金融商品は連結上では持分に分類されません。またこれにより、利益操作および構造化が行われる機会が制限されます。

本改訂による影響は、当該基準を適用する固有の状況に応じて、地域または業界ごとに異なるでしょう。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.